

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

30 July 2019

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 36「欧州 税務M&A税制ガイド」
発行（英文）のお知らせ

本書は、税務取引業務を専門とするベーカーマッケンジーの弁護士によって寄稿されたものです。現在の不確実な国際税務環境においては、M&Aの初期段階から税務ストラクチャーを検討することがもはや不可欠になっています。本書は、M&Aの初期検討段階において、税務担当者が行うべきM&A取引の税務リスクと機会の評価を支援することを目的としたものです。本書では、欧州区域で行われる取引(欧州で設立された事業体を含む取引)の課税に関する基本的な情報を主要17か国に渡って収録しています。

より詳細は、[こちら](#)をご覧ください。本書（無料）をご希望の方は[メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 36 となる本号では、マレーシアの M&A に関する通信マルチメディア委員会新ガイドライン、令和元年の移転価格税制の見直しに伴う通達等の公表、フランスのデジタル課税法案の成立等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：国税庁 令和元年の移転価格税制の見直しで措置法通達、事務運営要領を改正 ～前編～

2. アジア

マレーシア：M&Aに関する通信マルチメディア委員会新ガイドライン
タイ：ダンピング防止・相殺関税法の改正：国内産業保護の強化

3. 豪州

オーストラリア：ガンジャンピングリスクに関する ACCC ガイダンス

4. 欧州

フランス：デジタル課税法案の成立

オランダ：潜在的にアグレッシブなクロスボーダーの税務の仕組みに関する EU の義務的開示(DAC6 指令)を受けた立法案をオランダ政府が公表

ポーランド：ホワイトカラー犯罪法令の改正

1. 日本

日本

国税庁 令和元年の移転価格税制の見直しで措置法通達、事務運営要領を改正 ～前編～

本年度の税制改正では、移転価格税制について、①無形資産の定義の明確化、②独立企業間価格の算定方法にディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」）を追加、③評価困難な無形資産に係る価格調整措置の導入、④移転価格税制に係る更正期間等の延長、⑤差異調整方法の整備、等が行われた。これらの法令改正を受けて、国税庁は2019年7月3日付で、租税特別措置法関係通達（以下、「措置法通達」）及び移転価格事務運営要領（以下、「事務運営指針」）の改正を公表した。同様に、財務省からは「令和元年度 税制改正の解説」が公表され、移転価格税制関連の改正についてもその内容が詳説されている。これらの改正のうち、実務上の影響が注目されるものについて本号（上記①②）と次号（上記③④⑤）の2回にわたって紹介する。なお、3月29日に改正税法・政省令が公布された時点での解説については、[本ニューズレター4月号](#)を参照されたい。

① 無形資産の定義の明確化

既報の通り、租税特別措置法（以下、「租税法」）第66条の4第7項第2号及び措置法施行令（改正後租税特別措置法施行令（以下、「施行令」）第39の2第13項）において、①特許権、実用新案権その他の資産で、有形資産や金融資産以外に該当し、②これらの資産の譲渡若しくは貸付け又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものが、無形資産と定義付けられた。そしてこの度、措置法通達66の4(8)-2で無形資産について、以下の通り例示が設けられた。4月号でも指摘した通り、OECDガイドラインでは、上記2つの要件に加えて、「商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ」という条件が付されているが、本法の改正後の定義ではそのような条件は付されておらず、OECDガイドラインよりもやや射程が広がっている点に注意が必要である。

措置法通達

（無形資産の例示）

66の4(8)-2 無形資産とは、有形資産及び措置法令第39条の12第13項第2号に規定する金融資産以外の資産で、その譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに含まれることに留意する。

- (1) 令第183条第3項第1号イからハまでに掲げるもの
- (2) 顧客リスト及び販売網
- (3) ノウハウ及び営業上の秘密
- (4) 商号及びブランド
- (5) 無形資産の使用許諾又は使用許諾に相当する取引により設定される権利
- (6) 契約上の権利（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

なお、措置法通達 66 の 4(3)-3 の比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等においても、無形資産の定義は、改正前の「令第 183 条第 3 項第 1 号イからハマまでに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるもの」から、改正後は「租特法第 66 条の 4 第 7 項第 2 号に規定する無形資産のうち重要な価値のあるもの」へと変更されている。このように改正後は、「比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等」や「残余利益分割法」においては無形資産の内、「重要な価値のあるもの」であることに限定されることが明示された点に留意が必要である。

措置法通達

(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)

66 の 4(3) -3

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

④1

.....無形資産（同条第 7 項第 2 号に規定する無形資産をいう。
以下同じ。）のうち重要な価値のあるもの等も考慮して判断する。

(残余利益分割法)

66 の 4(5) -4

.....

.....無形資産（重要な価値のあるものに限る。以下 66 の 4(5)
-4 において同じ。）を用いること.....

さらに、事務運営指針の第一章 1-1 の定義においても、無形資産の定義は、「租特法第 66 条の 4 第 7 項第 2 号に規定する無形資産のうち重要な価値のあるものをいう。」と、「重要な価値のあるもの」であることに限定されることが明示されている。

② 独立企業間価格の算定方法に DCF 法を追加

既報の通り、施行令第 39 の 12 第 8 項第 6 号において DCF 法が独立企業間価格の算定方法として追加された。一般的に DCF 法では、フリーキャッシュフロー（すなわち減価償却費を加算し、設備投資などの資本的支出を減算し、運転資本等の増減を加味したもの）を基準として計算するという算定方法がとられているが、下記の通り施行令の規定からは「準ずるもの」に通常用いられるフリーキャッシュフローが含まれるのかどうか明確にされていなかった。

施行令第 39 の 12 第 8 項第 6 号

国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって該国外関連取引の対価の額とする方法

この点に関して、改正された措置法通達 66 の 4(7)-1 では、「準ずるもの」の中にキャッシュフローが含まれることが明確化されており、このことは DCF 法を適用するにあたって注目に値すると言えよう。

措置法通達

(準ずるものの例示)

66 の 4(7)-1 措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号に規定する「これに準ずるもの」には、例えば、国外関連取引に係る棚卸資産の使用その他の行為によるキャッシュ・フローが含まれる。

また、事務運営指針 4-3 では「予測される金額のような不確実な要素を用いて独立企業間価格を算定する方法であるから、最も適切な方法の候補が DCF 法を含めて複数ある場合には、DCF 法以外の候補である算定方法の中から最も適切な方法を選定することに留意する」という取り扱いが新たに設けられており、これによって、DCF 法が他の方法に比べやや劣後する位置づけであることが明らかにされている。なお、「最も適切な方法」の選定については、措置法 66 条の 4 第 2 項、措置法通達 66 の 4(2)-1 及び参考事例集事例 1 において、独立企業原則に配慮しつつ、国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、独立企業間価格を算定するための最も適切な方法を事案に応じて選定することとされているが、ここでいう最も適切な方法の候補が複数ある場合とはどのような場合を想定しているのか疑問が残るところである。

事務運営指針

(独立企業間価格の算定におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用)

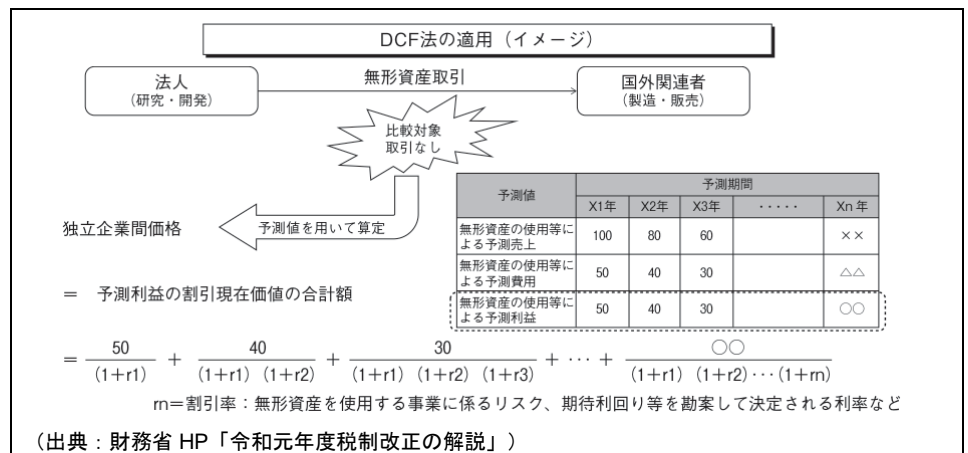
4-3 独立企業間価格の算定方法のうち、ディスカウント・キャッシュ・フロー法 (ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法を含む。以下 4-13 までにおいて同じ。) については、例えば、国外関連取引に係る比較対象取引を見いだすことが困難な場合で、国外関連取引の形態やその内容等から利益分割法を適用できないときに有用となり得る算定方法であるが、措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額 (4-13 において「予測利益の金額」という。) のような不確実な要素を用いて独立企業間価格を算定する方法であるから、最も適切な方法の候補がディスカウント・キャッシュ・フロー法を含めて複数ある場合には、ディスカウント・キャッシュ・フロー法以外の候補である算定方法の中から最も適切な方法を選定することに留意する。

加えて、事務運営指針 4-13 (DCF 法の取扱い) では、その他にも計算の前提となる諸要素となる事項、具体的には(1)予測利益の金額、(2)成長率、(3)割引率、(4)無形資産の耐用年数、(5)無形資産の償却に伴う節税効果といった点について留意事項が示されている。特に、(3)の割引率について、下記の通り、合理的と認められる割引率の例として期待収益率や加重平均資本コスト (WACC) が示された点は注目に値する。

事務運営指針 4-13

(3) 同号に規定する合理的と認められる割引率については、国外関連取引に係る事実、予測利益の金額の計算内容、国外関連取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）等個々の状況に応じて、用いる割引率が合理的と認められるものかどうかを検討する。この場合において、例えば、国外関連取引が無形資産の譲渡取引の場合で、譲受人が製造業を行っているときには、当該無形資産を使用して製造した製品が属する事業のリスク（当該無形資産に係る予測利益の金額の変動リスクを含む。）に応じた期待収益率や加重平均資本コスト等個々の状況に応じて合理的と認められる割引率を用いているかどうかを検討する。

DCF法が適用される取引に関して、財務省が公表した「税制改正の解説」においては、「一定の無形資産取引に対してDCF法は有用であることがOECD移転価格ガイドラインで明らかにされているものの、必ずしも無形資産取引にその適用が限定されているわけではありません。そのため、我が国の移転価格税制においても、DCF法を用いた独立企業間価格の算定は、無形資産取引に限定されていません。例えば、事業再編における独立企業間価格の算定の場面では、無形資産取引と同様に比較対象取引の選定が困難を伴うケースが想定されます。このような場合には、再編の対象となった事業に係る予測利益を事業再編時の現在価値に割り引く方法が最適な価格算定方法に該当し得るとも考えられます。¹⁾」としており、この点については注意が必要となろう。我が国の移転価格税制においては、OECD移転価格ガイドライン第9章の制定後も、事業再編取引における独立企業間価格の算定に関して、法令、措置法通達、事務運営要領の中で触れられておらず、事業再編の対価について更正処分が行われた事例も裁判・採決例や新聞等の報道では明らかになっていないものと思われる。しかしながら、上記の通り、事業再編取引に関してDCF法を適用した独立企業間価格の算定を行う可能性が示唆されていることから、日本からの工場の移転や内国法人を介さない外-外取引への変更等の事業再編時の対価設定に関して、今後は一層慎重な検討が必要となるであろう。



加えて4月号でも指摘した通り、「税制改正の解説」のDCF法の適用に係る上記イメージ図を基とすると²⁾、規定に沿って単純に無形資産の使用等による予測利益を合理的な割引率で現在価値に引き直すことによって算定された額の合計額は、移転された無形資産の価値というより無形資産を用いた事業価値となってしまうかねず、無形資産以外から生じる価値（例えば、国外関連

¹⁾ 主税局参事官室主税調査官 山田博志ほか 「二 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の改正」令和元年度税制改正の解説 2019 p.592

²⁾ 前掲注1 p.594

者の機能に見合う通常の利益、安価な労働力から生じる利益、規模の経済による利益など)が含まれてしまう可能性があり、今後は、より詳細な計算設例が事例集等で示されることが期待される。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

マレーシア

M&Aに関する通信マルチメディア委員会新ガイドライン

マレーシア通信マルチメディア委員会（以下、「MCMC」）は、1998年通信・マルチメディア法に基づく権限に従い、マレーシアの通信市場におけるM&A取引の任意の競争審査制度を定める指針を導入した。マレーシアにおいては、M&A取引一般に適用される企業結合規制は存在しない。マレーシアにおいてM&A取引を規制する唯一の企業結合規制は、2015年航空委員会法に基づいて定められている民間航空産業に対するものである。

MCMCは、2019年5月17日に以下の2つのガイドラインを公表した。

- ① M&Aに関するガイドライン（以下、「M&Aガイドライン」）
- ② 行為の許可に関するガイドライン（以下、「行為許可ガイドライン」）

M&Aガイドラインは、ガイドラインが適用されるM&A取引の範囲、審査の過程、M&A取引の競争的評価、決定方法、執行措置及び上訴権などを規定している。他方、行為許可ガイドラインは、当該行為から得られる利益がマレーシアの国益に合致する場合、MCMCが通信市場における競争の実質的制限の目的又は効果を有するおそれのある行為（M&A取引を含む）を許可することができるものと規定している。

M&A取引の当事者は、M&Aガイドラインに基づき、当該M&A取引が競争の実質的制限効果をもたらさない旨の判断を求めて、審査の申請をすることができる。M&Aガイドラインに基づく審査が通らない場合には、行為許可ガイドラインに基づいてMCMCの許可を申請することも可能である。また、M&Aガイドラインに基づく審査及び行為許可ガイドラインに基づく許可を同時に申請することも許容されている。

両ガイドラインによる任意の審査申請制度の導入により、M&A取引の当事者は、クロージングの前にM&A取引にかかる競争法上のリスクについてMCMCの見解を求めることが可能となった。さらに、当事者は、M&A取引が国益に資することを示せる場合には、MCMCの許可を求めるという次の手段も与えられている。これらのガイドラインは、免許事業者がマレーシアの通信市場においてM&A取引を行う際に競争法の観点から確実性を与えるものといえる。MCMCにおける両ガイドラインの実際の運用は今後の審査申請事例の蓄積を通じて明らかになってくると考えられる。

1998年通信・マルチメディア法上の根拠

通信・マルチメディア法は、通信市場における免許事業者間の競争に関する規制制度を定めている。同法第133条は、免許事業者が通信市場における競争を実質的に制限する目的を有する行為を禁止している。同法第139条は、MCMCに、支配的地位にある免許事業者に対し、通信市場における競争の実質的制限効果を有しているか又は有するおそれがある行為を中止するよう指示する権限を与えている。同法第140条は、免許事業者が通信市場における競争の実質的制限の目的又は効果を有する行為の許可をMCMCに申請するこ

とを認めている。MCMCは、当該行為から生ずる利益が国の利益に資すると認めるときは、当該行為を許可することができる。

M&A ガイドライン

1. 申請対象となる M&A 取引

M&A ガイドラインは、M&A 取引が通信・マルチメディア法上の「行為」に該当するとし、合併、買収、事業取得、株式取得及び自律的な経済主体としての全ての機能を有する長期的な合併事業も対象となるとしている。

2. 申請当事者

M&A ガイドラインは、任意の審査制度である。M&A 取引における反競争的効果の審査申請は M&A 取引のクロージングの前後で可能であり、クロージング前においては買収企業が、クロージング後においては統合法人が申請を行う。当事者が、MCMC の M&A 取引における競争上の効果に関する見解が、反競争的行為を行うリスクを低減する上で有益であると考えられる場合には、任意の審査申請を行い、MCMC の承認又は許可を M&A 取引のクロージング条件とする検討を行うことを MCMC は推奨している。

MCMC は、M&A 取引が少なくとも 1 社の支配的地位にある免許事業者を当事者として含む場合、及び水平型企業結合においては買収企業又は統合企業が支配的地位を有する結果となる場合に、審査申請を行うことを奨励する。統合後の市場シェアが 40%以上となる場合には、支配的地位にある可能性が高いと考えられる。

M&A 取引の競争的効果の審査のために、MCMC はサプライヤー、競争事業者及び顧客へのヒアリングを行うことができる。M&A 取引の検討の初期段階で、取引の秘密を守ることが重要な場合には、当事者は MCMC による限定的な機密審査を申請することも可能である。

3. 競争の実質的制限の判断

MCMC は、審査申請の評価に際して、M&A 取引が通信市場における競争の実質的制限の目的を有しているか、又は競争の実質的制限の効果を有するおそれがあるかを判断する。M&A ガイドラインは、MCMC が判断を行う際に考慮する要素を規定しており、これには以下のものが含まれる。

- M&A 取引の競争的効果が判断される、関連する通信市場の境界
- M&A 取引が支配的地位にある免許事業者を当事者として含むか、又は統合会社が支配的地位を有することとなるか
- 特に市場構造（例えば、競争の状況、集中度）を考慮した、M&A 取引から生じ得る反競争的効果
- M&A 取引によってもたらされる効率性の向上及び程度

4. 審査手続きと期限

M&A ガイドラインは、審査申請に際して申請者が遵守すべき手続きを詳細に定めている。審査手続きは、フェーズ 1 及びフェーズ 2 の 2 段階プロセスとなっている。

- ① 申請者は、様式 1 による審査申請書を MCMC に提出し、MCMC は、申請の有効性を検討し、有効かつ完全である場合、申請の受領日から 5 営業日以内にその旨を通知する。申請に不備がある場合には申請の受領日から 10 営業日以内に却下通知が送付される。

- ② フェーズ 1 審査を開始する前に、MCMC は、M&A 取引がガイドラインの対象となっているか、M&A 取引が適用される基準を満たしているか、又は M&A 取引を審査する必要性を基礎づける他の理由があるかを判断する予備審査を行う。M&A 取引が審査対象でないと MCMC が判断した場合、申請の受領日から 10 営業日以内に通知される。
- ③ MCMC は、有効な様式 1 を受領した後、審査を開始する。フェーズ 1 審査の期間は申請の有効性の通知から 30 営業日を目安とし、MCMC は申請者又は第三者と協議することができる。
- ④ フェーズ 1 審査に基づき、MCMC は、(a) 反対しない旨の通知、又は (b) 様式 1 の情報に基づき MCMC が M&A 取引の目的又は効果を決定することができない場合には、フェーズ 2 審査が必要である旨の通知を発行する。
- ⑤ MCMC は、有効な様式 2 の受領後 10 営業日以内にフェーズ 2 審査を開始する。フェーズ 2 では、M&A 取引の影響につき、より詳細かつ広範囲な評価が行われ、MCMC は、M&A 取引が行われる市場及び M&A 当事者の事業に関するより網羅的な情報の提供を求める。フェーズ 2 審査の期間は、MCMC による審査開始から 120 営業日以内を目安とする。
- ⑥ MCMC が当事者に不利な決定に至る可能性が高い場合には、最終決定を下す前に、申請者に問題点説明書（予備的認定を記載し、M&A 取引の反競争的効果に関する MCMC の見解の根拠を明記するもの）を発行する。申請者は 30 日以内に意見提出することができ、MCMC は最終決定を下す前にこれを検討する。
- ⑦ MCMC は、フェーズ 2 審査が完了した時点で、(a) 特定の有効期間（一般的に 1 年）を有する、反対しない旨の通知を発行するか、(b) 反対する旨の通知を発行し、当該通知には通信・マルチメディア法に基づき MCMC が行うことができる執行措置又は救済措置を適用する決定を含むことができる。
- ⑧ MCMC の決定に対して不服がある当事者は、上訴審判所に対してその決定の審理を請求することができる。当事者は、MCMC に対して、その決定の根拠を記載した理由書を求めることができ、MCMC は 30 日以内に理由書を提出しなければならない。M&A ガイドラインは、当事者が裁判所による司法審査を求める権利を有することを確認しているが、これは通信・マルチメディア法に規定されている上訴権を尽くした後にのみ行うことができる。

行為許可ガイドライン

1. 申請対象となる M&A 取引

MCMC の行為許可の対象となる M&A 取引は、当事者の少なくとも 1 社が免許事業者であり、かつクロージングしていない M&A 取引である場合に限定される。当事者は、M&A ガイドラインに基づく審査申請を行い、審査の継続中又は審査後に、行為許可ガイドラインに基づく許可申請を行うことができる。

2. 国益に資する場合

通信・マルチメディア法は、MCMC に対して、M&A 取引が国益に資すると認められた場合には、当該 M&A 取引を許可する権限を与えている。MCMC は、通信・マルチメディア法第 3 条 (2) に定める国の政策目標が、何が国益に資するかについての最善の指針であるとする。これらの政策目標には、通信、マルチメディア情報、コンテンツサービスの主要なグローバルセンター及び

ハブとしてのマレーシアの地位を確立することの考慮、並びに通信及びマルチメディア産業におけるエンドユーザーの長期的な利益が含まれる。

M&A 取引を許可するためには、M&A 取引から生じる利益が国の政策目標に沿う実質的なものであり、かつ、M&A 取引によるコストを明らかに上回ると MCMC が認めなければならない。この点に関して、MCMC は M&A 取引が関係する取引市場の分析と M&A 取引の経済的影響に主として基づき、費用便益分析を実施する。

MCMC は、M&A 取引の許可に先立って、免許事業者に対して競争上の懸念に対応するために一定の事項にかかる確約を求めることができる。また、免許事業者は、認可申請を補完するために、自らの判断で確約を提出することもできる。

3. 許可審査手続き

許可申請の審査のための目安となる期間は、①MCMC が M&A 取引のケースにかかる事実を確定するための予備フェーズが、完全な申請書類の受領から 30 日間、②MCMC が費用便益分析を実施し、消費者及び免許事業者の利益を調査し、行為（M&A 取引）を許可するか否かを決定するための調査フェーズが最長 120 日間、③MCMC が調査フェーズにおける調査事項に基づき、行為を許可する、申請者の一定の事項にかかる確約を条件として許可する、又は申請を却下するかを決定する決定フェーズは 30 日間である。

[最初のページに戻る](#)

タイ

ダンピング防止・相殺関税法の改正：国内産業保護の強化

2019 年 5 月 22 日、ダンピング防止・相殺関税法（1999 年制定）（以下「AD 法」）の改正が王室公報にて公布された。本改正は、公布日から 180 日後に発効し、2019 年 11 月 18 日に施行される。

本改正では、タイ法上では新しい概念となる「迂回防止」措置が導入された。迂回防止措置規定の主な目的は、AD 法に基づくダンピング防止措置及び相殺措置の効率性を高め、現行のダンピング防止措置又は相殺措置であればその適用が回避されることになる輸入品にもこれらの措置を適用して、国内産業保護を確実にすることである。

本改正は、タイ商務省に対する主に鉄鋼業を中心とするタイ国内産業界からの多数の陳情を契機としてなされた。国内産業界は、海外の製造業者や輸出業者が AD 法の下で課される関税を迂回してタイへ製品輸出する様々な方法を編み出しており、最終的には国内産業に損害を与えていると主張している。

迂回防止措置

本改正では、ダンピング防止・補助金委員会がある製品につき現行のダンピング防止措置又は相殺措置の適用を迂回していると判断した場合に、当該製品の輸入についても課税対象とすることを規定している。税率は、輸出業者の国からの輸入製品に対して課されるダンピング防止税又は相殺関税の最高税率を超えないとされている。

手続

迂回防止調査は、(i) タイ商務省外国貿易局 (Department of Foreign Trade) の請求、又は (ii) 対象製品の国内製造業者のために行為しており、かつ国内総生産量の 4 分の 1 以上を生産する製造業者により支援されている当事者若しくは当事者グループからの請求を端緒として開始される。全ての調査手続は 9 ヶ月以内に完了しなければならないが、必要に応じて 3 ヶ月まで延長することができる。

迂回の定義

「迂回」の 3 つの要素は、以下のように規定される。

- ① 製造又は事業に係る活動に起因する取引形態の変更があり、その変更の目的として、ダンピング防止税又は相殺関税の賦課を迂回することの他に、正当な事由又は経済的妥当性が十分に存しないこと。
- ② このような取引形態の変更の結果、ダンピング防止措置又は相殺措置の是正効果が価格又は数量の点で損なわれていること。
- ③ 過去に確立された同種製品の通常価格と、検討中の製品の輸出価格又はダンピング防止措置若しくは相殺措置を迂回しているとして申し立てられている当事者の同種製品の輸出価格を比較したときに、ダンピングの証拠があること。

具体的には、製品のわずかな変更、1 ヶ国以上の第三国を通じたタイへの製品の輸出、及びタイ又は第三国での組立のための半製品又は部品の輸入は、取引形態の変更とみなされる製造又は事業に係る活動と判断され得る。

輸出業者、輸入業者、製造業者及び組立業者を含む利害関係者は、AD 法に基づく規制を認識して、事業活動への影響を理解することが重要である。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

ガンジャンピングリスクに関する ACCC ガイダンス

オーストラリア競争・消費者委員会（以下、「ACCC」）は、2019 年 5 月に M&A を行う際のガンジャンピングのリスクについて注意を喚起する書面を公表した。ACCC は M&A におけるガンジャンピングをカルテル行為として昨年初めて訴追し、豪州連邦裁判所は 2019 年 2 月にバイオテクノロジー企業である Cryosite に対して計 105 万豪ドルの罰金の支払いを命じた。本ガイダンスは、M&A を行う際に当事者が認識すべき関連法令及びリスクの概要を示すものであり、M&A 取引におけるガンジャンピング行為への執行について世界的に関心が高まっている傾向に沿うものといえる。

ACCC ガイダンス

ACCC は、M&A の当事者が、M&A 取引が完了する前の期間において、協同行動をとりはじめる場合又は競争事業者としてではなく 1 つの事業体として活動する場合に、2010 年競争・消費者法に違反するガンジャンピング行為となり得る旨注意喚起する。このような行為は、当該 M&A 取引が ACCC に通知されているか否かにかかわらず、また ACCC による審査中であつたとして

も、競争・消費者法に違反する可能性がある。特に、ACCCは、競争・消費者法上のガンジャンピングのリスクがある行為として、以下のものを挙げている。

- 統合計画の策定やデューディリジェンスに必要な範囲を超えて、現在かつ競争上機微な情報を共有すること。
- 対象企業の事業活動を不当に制限、又は市場において競争する能力を阻害すること（例えば、新規の事業投資を制限すること）。
- 共同マーケティングや買収企業への顧客の紹介など、買収企業と対象会社の事業の統合を行う又は価格設定や顧客対応を調整するための作業を進めること。

ACCCがガンジャンピング行為を認知するに至る例として、合併の審査の過程、顧客又はサプライヤー、競争事業者若しくは内部告発者からの情報提供を挙げている。ACCCが、M&Aの当事者がガンジャンピング行為に関与したと考える場合には、違反した個人又は法人を連邦裁判所に訴追するか、又は当該M&A取引を精査し、取り消すよう求めることができる。

M&A 実務への影響

ACCCのガイダンスは、リスクがあるとして挙げられた行為について、具体的に違反となり得る境界がどこにあるかについての明確な示唆を与えるものではない。競争・消費者法違反となるガンジャンピングのリスクを防ぐためには、個々の取引の状況に応じて、適切な事前防止措置を慎重に検討する必要がある。

1. 競争上の機微情報の共有

M&Aの当事者が競争事業者である場合、デューディリジェンス及び統合計画に必要となる競争上の機微情報を交換する際には、競争事業活動の意思決定には関与しない一定の選定されたメンバーによって構成されるクリーンチームを組成することが標準的な実務慣行といえる。

2. M&A 契約における制限

M&A契約において対象会社に課されるクロージング前の事業運営にかかる制限は、クロージング前の期間において対象会社の企業価値を維持するために必要な範囲に限定する必要がある。買収企業が、対象会社の日常的な事業活動を支配したり、事業上の意思決定に影響を与えたりするものであってはならない。

3. 統合計画

当事者はクロージング前に統合を実行してはならないものの、これは統合計画ができないことを意味するものではない。ガンジャンピング規制に抵触せずに統合計画を行うために、資産の統合の準備、資産価値の保護、製品・サービスに関する共同の事業計画、ブランド・製品ラインの検討、顧客及びサプライヤーとのコミュニケーション戦略、従業員の給与及び年金の検討、データ及びシステム統合（IT、財務等）の準備といった事項に関して、許容される行為と禁止される行為を規定したガイドラインを定めておく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

フランス

デジタル課税法案の成立

デジタル課税法案の成立 2019年7月11日、フランス上院でデジタル課税法案（“DST 法案”）が成立し、いわゆる DST 課税（Tax on certain services provided by large companies in the digital sector）が開始されることが決定された。本 DST 法案では GAFKA 各社をはじめとした大手 IT 企業が課税対象となることが想定されているところ、本法案に関してフランスと米国との間で議論が紛糾していたことなどが昨今報道され、社会的な耳目を集めていた法案である。以下では、DST 法案の概要について説明する。

DST 法案の適用範囲

DST 法案の適用対象となるのは以下のサービス（及びそれに伴う売上）とされている。

- ① デジタルプラットフォームを通じて利用者を繋げるサービス：利用者が当該プラットフォームを通じて相互にコミュニケーションし、商品やサービスの提供を可能にするもの（マーケットプレイス等のオンラインプラットフォーム）
- ② デジタルデータ及び広告スペースの販売サービス：広告掲載・放送等、広告等によるアクセス管理・コンサルティング、利用者情報の提供等に係るサービス。販促・広告を目的とする利用者情報の売買に伴う売上も DST 法案の適用対象となる。

但し、次の場合は適用除外とされている。

- ① 当該デジタルプラットフォームが、利用者に対する①デジタルコンテンツ、②コミュニケーションサービス、③一定の支払サービスの提供を主要目的として使用されている場合
- ② 当該デジタルプラットフォームが、一定の除外事業のために用いられている場合（銀行間送金システムや、金融商品に係る取引システム等）
- ③ 当該デジタルプラットフォーム上で、広告の対象となるサービスの売買が可能な場合

また、同一グループに属する企業間でやりとりされるサービスについても同様に DST 法案の適用対象外とされている。

Revenue Thresholds

上記 DST 法案の適用対象となるサービスを提供している企業であれば、当該企業がフランスの会社であるかは問われない。また、DST 法案の適用対象となるか否かについては一定の売上基準が設けられている。前年度（暦年）において、以下の2つの売上基準のいずれも満たす場合に、DST 法案の適用対象となる。

- ・当該年度における全世界収入が 750M ユーロ超、かつ
- ・当該年度におけるフランスにおける収入が 25M ユーロ超

留意すべき点としては、グループ企業の場合、一定の基準を満たすグループ会社全ての売上が基準とされるという点である。

「フランスにおいて提供」されたか否かの基準

DST 法案の適用対象となるサービスについては、「フランスで提供」されたものである必要がある。いかなるサービスが「フランスで提供」されたか否かについては、当該デジタルプラットフォームの利用者の所在地によって判断される。そして、フランスに所在するデバイス（機器）から当該デジタルプラットフォームにアクセスした場合、当該利用者はフランスに所在するものとみなされる。そのほか、DST 法案では、いかなる場合に当該デバイスがフランスに所在しているかを決定する基準が定められている。

課税ベース及び税率

DST 法案における税率は 3%とされている。課税ベースは、適用対象となるサービスに関する全世界売上のうち、フランスに関連するサービスに関するものとして定められたパーセンテージを掛け合わせて計算される（VAT 部分は除く。）。

なお、一定の課税対象サービスに関連するサービスから生じる売上については、一定の条件のもとで課税ベースから除外される旨が規定されている。

また、DST 法案に基づく課税額は、フランスにおける法人税額からの控除が認められている点にも留意が必要である。

申告及び納税

DST 法案に基づく納税義務を負う者は、以下の区分に従って、フランス VAT 申告の別紙様式に基づく申告を行う必要がある。

- フランス VAT の納税義務を負う者については、通常の（CA3）VAT 申告と同時に、申告期限までに申告する
- フランス VAT の納税義務を負わない者については、納税額が確定した年の翌年 4 月 25 日までに申告する

なお、詳細については割愛するが、納期限までの事前納税が定められている点に留意が必要である（事前納税額については主に前年度納税額を基準として計算される。）。

政府に対する報告義務

DST 法案には、フランス政府に対する報告義務が定められている。デジタルサービスは通常国境をまたいで提供されていることから、当局がそのサービス提供の実体を把握することは一般に困難であるとされる。そのため、当該企業やその提供するデジタルプラットフォームがいかなる国・地域にわたって関係性を有するか（例えば商圈等）に関する情報を提供させる目的で、そのような報告義務が課されている。

[最初のページに戻る](#)

オランダ

潜在的にアグレッシブなクロスボーダーの税務の仕組みに関する EU の義務的開示(DAC6 指令)を受けた立法案をオランダ政府が公表

概略

2019年7月12日に、EUの開示義務の実施にむけた法案をオランダ政府が公表した。DAC6 と呼ばれる EU の開示義務は 2018年5月25日に採択され、一定のクロスボーダーの税務の仕組みを、その税務アドバイザー(一定の場合には納税者自ら)に開示を要求するもので、係る開示事項は EU 加盟国の税務当局にデータベースによって共有されることになっている。DAC6 は、2020年7月1日から実施されることになっているが、2018年6月25日以降に実行されている仕組みについても遡及的に適用されることになっている。なお、EU 加盟国は DAC6 の実施に向けた国内法の整備を行い、それを 2020年1月1日までに施行することが求められている。

DAC6 で開示が要求される税務の仕組み

オランダの法案では、開示が義務づけられる税務の仕組みであることを示唆する所謂"hallmarks"に関する多くのガイダンスが含まれてなく、今後は事例(Example)を含むガイドラインを公表することが発表されている。

"Hallmarks"として含まれるもののうち、繰越欠損金に関する仕組み、低い税率が適用される所得区分への変更、租税を課さない地域に所在する関係者への支払などは、「当該仕組みの主たる便益又は主たる便益の一つが税務上の有利な取扱いを受けること」を要件とする"主たる便益テスト"(main benefit test)も満たした場合に限り義務的開示事項として取り扱われる。他方、複数の国において同一の減価償却費の控除を受けることができる仕組み、評価困難な無形資産の移転、一定のグループ内における機能・リスクの移転取引などは、主たる便益テストの充足を要せずに義務的開示事項とされる。

秘匿特権

オランダの法案は、弁護士事務所/弁護士の秘匿特権を認識したものとなっている。秘匿特権に依拠することができる税務アドバイザーは開示義務から免除される。税務アドバイザーの全てが秘匿特権に依拠できる場合には、納税者が開示義務を負うことになる。

ペナルティー

オランダの法案においては、開示義務違反の罰則として最大 EUR 830,000 の罰金又は一定のケースについての刑事訴追が定められている。罰金の額は国別報告書に関する義務違反の罰金と同額となっている。

DAC6 の詳細

DAC6 の仕組みについては、アムステルダム事務所の下記のレポートを参照されたい。

<https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/2018/07/new-eu-rules-mandatory-disclosure>

[最初のページに戻る](#)

ポーランド

ホワイトカラー犯罪法令の改正

ポーランド議会は2019年6月13日、従前予期されていなかった汚職及び経済犯罪に関する刑法の大幅な改正法案を最終的に承認した。当該改正法は大統領の署名の後、公布され、公布日から3か月後に効力を生じる。改正法は、市場参加者全員に影響し得る非常に重要な改正と考えられ、各関係者は速やかに、既存の腐敗防止ポリシーその他の内規及び実務について、慎重な検証及び対応を行うことが極めて重要である。

汚職犯罪の拡大

改正法により、汚職犯罪について、責任を負う者の範囲が広げられ、刑罰が加重されている。便益の供与及び収受が犯罪となる者の範囲並びに公務員にかかる賄賂罪は、刑法において従前対象とされていなかった以下の法人等の経営陣にも拡大される。

- 国又は地方自治体が直接又は間接に過半数の株主資本を有する企業
- 国内機関
- 国有企業
- 協同組合

上記のうち特に「国内機関」との用語は、極めて曖昧で非常に広義に解される懸念があり、商業会議所、社団、財団、政党、労働組合などの組織や、その他の民間セクターの多くの組織が対象となり得るために特に留意が必要である。

更に、汚職犯罪の刑罰は、供与又は約束された便益の価額に応じて、15年及び20年の禁錮刑にまで引き上げられている。この改正法は、刑事責任の基本的なルールに関して大いに議論を呼ぶものであり、会社に損害を与える行為に対する刑罰も加重させている。

入札妨害罪の拡大

入札に関連する犯罪に対する責任も広げられている。公共の利益を害すれば、自己の利益を図らなくとも、入札を妨害する行為と認められることとなった。これにより、入札の準備及び実施に関連する多くの行為が、潜在的に犯罪とみなされる可能性があることとなる。入札妨害にかかる責任を回避するためには、入札の準備に際して、どのデータが必要であり、どのデータが開示できないかを慎重に検証する必要がある。入札妨害罪の拡大によって、発注者と入札者との関係及び入札調達の全体に悪影響を及ぼすことが懸念される。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー & マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

[最初のページに戻る](#)

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー & マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー & マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。